

平成 23 年第 3 回定例
夕張市議会会議録
平成 23 年 9 月 27 日（火曜日）
午前 10 時 30 分開議

◎議事日程

- 第 1 議案第 2 号 平成23年度夕張市国民健康
保険事業会計補正予算
議案第 3 号 平成23年度夕張市市場事業
会計補正予算
議案第 4 号 平成23年度夕張市介護保険
事業会計補正予算
議案第 5 号 平成23年度夕張市水道事業
会計補正予算
議案第 6 号 平成23年度夕張市一般会計
補正予算
- 第 2 議案第 7 号 財産の取得について
- 第 3 議案第 8 号 夕張市教育委員会委員の任
命について
- 第 4 議案第 9 号 市職員懲戒審査委員会委員
の選任について
- 第 5 選挙第 1 号 夕張市選挙管理委員会委員
並びに同補充員の選挙について
- 第 6 認定第 1 号 平成22年度夕張市一般会計
歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号 平成22年度夕張市国民健康
保険事業会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3 号 平成22年度夕張市市場事業
会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4 号 平成22年度夕張市老人保健
医療事業会計歳入歳出決算の認定について
認定第 5 号 平成22年度夕張市公共下水
道事業会計歳入歳出決算の認定について
認定第 6 号 平成22年度夕張市介護保険
事業会計歳入歳出決算の認定について
認定第 7 号 平成22年度夕張市診療所事
業会計歳入歳出決算の認定について
認定第 8 号 平成22年度夕張市後期高齢

者医療事業会計歳入歳出決算の認定につい
て

認定第 9 号 平成22年度夕張市水道事業
会計決算の認定について

- 第 7 報告第 2 号 専決処分の承認を求めるこ
とについて
- 第 8 報告第 3 号 例月現金出納検査の結果に
ついて
報告第 4 号 例月現金出納検査の結果に
ついて
報告第 5 号 例月現金出納検査の結果に
ついて
報告第 6 号 例月現金出納検査の結果に
ついて
- 第 9 報告第 7 号 夕張市財政再生計画の平成
22年度実施状況の報告について
- 第 10 意見書案第 1 号 森林・林業・木材産業施
策の積極的な展開に関する意見書
- 第 11 意見書案第 2 号 北電による「やらせ」問
題の徹底究明を求める意見書

◎出席議員（9 名）

大 山 修 二 君
小 林 尚 文 君
高 間 澄 子 君
熊 谷 桂 子 君
高 橋 一 太 君
島 田 達 彦 君
藤 倉 肇 君
厚 谷 司 君
角 田 浩 晃 君

◎欠席議員（なし）

午前 10 時 30 分 開議

●議長 高橋一太君 ただいまから、平成 23 年第
3 回定例夕張市議会第 3 日目の会議を開きます。

●議長 高橋一太君 本日の出席議員は 9 名、全員であります。

●議長 高橋一太君 本日の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により

厚谷議員

角田議員

を指名いたします。

●議長 高橋一太君 この際、事務局長から諸般の報告をいたします。

●事務局長 竹下明洋君 報告いたします。

参与並びに書記の職氏名についてであります、先に報告のとおりであります。

以上で報告を終わります。

●議長 高橋一太君 日程に入ります前に、案件の追加とその取り扱いについて議会運営委員会委員長の報告を求めます。

小林委員長。

●小林尚文君（登壇） 追加案件の提出にかかわり、その取り扱い等について協議のため、先に議会運営委員会を開催しておりますので、その結果についてご報告申し上げます。

追加提出されることとなりました案件は、まず本会議初日に可決されました夕張市財政再生計画の変更についてが総務大臣の同意を得られたことに伴い、これに関連するものとして、議案第 6 号平成 23 年度夕張市一般会計補正予算及び報告第 7 号夕張市財政再生計画の平成 22 年度実施状況の報告についてであります。

次に、議案第 7 号財産の取得について、議案第 8 号夕張市教育委員会委員の任命について、並びに議案第 9 号市職員懲戒審査委員会委員の選任についてのほか、選挙第 1 号夕張市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてでありまして、これらの案件の取り扱いにつきましては本日の本会議において上程し、即決することとしたところであります。

この結果、意見書案の調整結果も踏まえ、本定例市議会における付議案件数は議案 9 件、選挙 1 件、認定 9 件、報告 7 件、意見書案 2 件の、あわせて 28 件となるものであります。

以上で報告を終わります。

●議長 高橋一太君 ただいまの委員長の報告のとおり取り扱うことと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように取り扱ってまいります。

●議長 高橋一太君 本日の日程は、お手元に配付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従って会議を進行いたします。

●議長 高橋一太君 日程第 1、議案第 2 号平成 23 年度夕張市国民健康保険事業会計補正予算、議案第 3 号平成 23 年度夕張市市場事業会計補正予算、議案第 4 号平成 23 年度夕張市介護保険事業会計補正予算、議案第 5 号平成 23 年度夕張市水道事業会計補正予算、議案第 6 号平成 23 年度夕張市一般会計補正予算、以上 5 議案一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

はい、清水理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第 2 号ないし議案第 6 号の 5 議案につきまして一括して提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第 2 号平成 23 年度夕張市国民健康保険事業会計補正予算につきましては、各種経費の精算等に関連した所要経費を計上するものであります。

まず 1 ページ、第 1 条歳入歳出予算の補正額 613 万 5,000 円の内訳につきまして、歳入歳出予算補正事項別明細の歳出によりご説明申し上げます。9 ページをご覧ください。

1 款総務費 1 項総務管理費につきましては基金利子積立金を計上し、基金積立金を減額するものであ

ります。

10 ページの 2 款保険給付費 1 項療養諸費につきましては、一般財源から医療給付費交付金、過年度分に財源振り替えるものであります。

11 ページ、3 款 1 項後期高齢者支援金等、12 ページ、4 款 1 項前期高齢者納付金等及び 13 ページ、6 款 1 項介護納付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの支払決定通知により計上するものでございます。

14 ページの 9 款諸支出金 1 項過年度過誤納還付金につきましては、前年度療養給付費等の精算に伴う国庫支出金等の還付金を計上するものであります。

6 ページに戻りまして歳入でございますが、3 款 1 項療養給付費等交付金につきましては、退職医療療養給付費等交付金の追加交付額を計上するものでございます。

7 ページの 7 款財産収入 1 項財産運用収入につきましては、国民健康保険準備基金利子収入、8 ページの 9 款諸収入 3 項雑入につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの平成 21 年度老人保健医療費拠出金の精算による還付金を計上するものでございます。

この結果、1 ページに記載のとおり、歳入歳出予算の総額は 19 億 4,315 万 2,000 円となるものでございます。

以上で国民健康保険事業会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 3 号平成 23 年度夕張市市場事業会計補正予算につきましては、前年度生じた決算剰余金の増額分を基金に積み立てするものであります。

これにより 1 ページに記載のとおり、歳入歳出予算の補正額は 15 万 2,000 円となり、この結果、歳入歳出予算の総額は 159 万 5,000 円となるものでございます。

以上で夕張市市場事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 4 号平成 23 年度夕張市介護保険事業会計補正予算につきましては、高齢者に対し地域で日常的な支え合い活動の体制整備を図るため、高齢者生活実態調査に係る事業費を計上し、同額を道補助金により財源措置するものでございます。

また、前年度介護給付費等の精算に伴う国庫支出金等の還付金を計上し、同額を介護給付費準備基金からの繰り入れにより財源措置するものでございます。

これにより 1 ページに記載のとおり、歳入歳出予算の補正額は 637 万 1,000 円となり、この結果、歳入歳出予算の総額は 15 億 7,501 万 1,000 円となるものでございます。

以上で介護保険事業会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 5 号平成 23 年度夕張市水道事業会計補正予算についてでございますが、1 ページの第 2 条は本年度予算第 2 条で定めた業務の予定量のうち、配水施設整備事業について事業量の増加に伴い 700 万円を補正し、2,610 万円にしようとするものでございます。

これにより、第 3 条は本年度予算第 4 条で定めた資本的収入及び支出について、収入につきましては企業債、支出につきましては建設改良費をそれぞれ 700 万円を補正しようとするものでございます。

また、これらにより第 4 条においては本年度予算第 5 条で定めた配水施設整備事業に係る起債の限度額を 2,610 万円に補正しようとするものであります。

2 ページ以降につきましては予算に関する説明資料でございますので、内容の説明については省略させていただきます。

以上で水道事業会計補正予算の説明を終ります。

次に、議案第 6 号平成 23 年度夕張市一般会計補正予算についてでございます。先般、9 月 20 日に総務大臣の同意が得られました夕張市財政再生変更計画に基づく補正を行おうとするものであります。

まず 1 ページの 第 1 条、歳入歳出予算の補正額

5,735 万 5,000 円の内訳につきましては、歳入歳出予算補正事項別明細の歳出からご説明申し上げます。12 ページをご覧ください。

2 款総務費 1 項総務管理費につきましては、市所有老朽施設の修繕、除却等に係る経費と、ユーパロの湯源泉管理に係る経費の増額計上、及びまちづくり寄附条例に基づく指定団体への寄附金を基金より取り崩し、助成するものでございます。

13 ページの 3 款民生費 1 項社会福祉費につきましては、老人福祉会館共生型整備事業に伴い備品等に係る経費について計上するものでございます。

14 ページの 4 款衛生費 1 項保健衛生費につきましては、エゾシカ駆除委託及び清陵浴場の修繕経費を計上するものであります。

15 ページの同款 2 項清掃費につきましては、すでに実施済みの事業に係る執行残額を減額するものでございます。

16 ページの 6 款 1 項商工費につきましては、企業誘致活動に係る経費を増額計上するものであります。

17 ページの 7 款土木費 4 項住宅費につきましては、空知産炭地域総合発展基金から一般財源へ財源振り替えするものでございます。

18 ページの 9 款教育費 1 項教育総務費につきましては、地域 ICT 利活用広域連携事業に係る経費、指定寄附を活用したバス待合所設置経費及び幼稚園の修繕料経費を計上するものでございます。

19 ページの 3 項中学校費につきましては、指定寄附を活用し、図書購入経費及びホワイトボード整備経費を追加計上するものであります。

20 ページの 11 款諸支出金 1 項過年度過誤納還付金につきましては、事業費の確定に伴う国・道支出金の精算還付金を計上するものであります。

21 ページの 13 款災害復旧費 1 項公共土木施設災害復旧費につきましては、豪雨により決壊した護岸の復旧事業費を計上するものでございます。

6 ページに戻りまして、歳入につきましては歳出に関連する特定財源をそれぞれ関係科目に計上し、

一般財源につきましては財政調整基金により措置するものでございます。

この結果、1 ページに記載のとおり、歳入歳出予算の総額は 99 億 5,521 万 2,000 円となるものでございます。

以上、議案第 2 号ないし議案第 6 号の 5 議案、一括して提案理由をご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本 5 議案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本 5 議案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 2、議案第 7 号財産の取得についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第 7 号財産の取得について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、南清水沢 1 丁目において建設予定の市営住宅等の用地として、当該地権者 2 名より本案のとおり土地を取得しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありません

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 3、議案第 8 号夕張市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

はい、理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第 8 号夕張市教育委員会委員の任命について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、現委員であります佐々木敦さんが本年 10 月 4 日をもって任期満了となりますことから、本案のとおり同氏を再度任命することについて同意を得ようとするものでございます。

なお、佐々木さんは再選でありますことから、略歴は省略させていただきます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに決定してまいります。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

●議長 高橋一太君 日程第 4、議案第 9 号市職員懲戒審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第 9 号市職員

懲戒審査委員会委員の選任について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、委員であります岡崎光雄さん、渡辺秀明さん並びに照井正之さんが任期満了となったことから、3 氏をそれぞれ再度選任することについて同意を得ようとするものでございます。

なお、3 氏は再任でありますことから、略歴につきましては省略させていただきます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに決定してまいります。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

●議長 高橋一太君 日程第 5、選挙第 1 号夕張市選挙管理委員会委員並びに同補充員の選挙を行います。

この選挙は、現委員並びに同補充員が来る 11 月 9 日をもって任期満了となりますので、地方自治法第 182 条第 1 項及び第 2 項の規定により選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、直ちに指名いたします。

夕張市選挙管理委員会委員には、服部 忠さん、新山純一さん、佐藤憲道さん、菅原光子さん、また同補充員には補充の順位により澤本正美さん、柳沼伸幸さん、黒澤良道さん、外尾堅也さんをそれぞれ指名いたします。

ただいま指名いたしました方々を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました方々が夕張市選挙管理委員会委員並びに同補充員に当選されました。

●議長 高橋一太君 日程第 6、認定第 1 号平成 22 年度夕張市一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第 2 号平成 22 年度夕張市国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第 3 号平成 22 年度夕張市市場事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第 4 号平成 22 年度夕張市老人保健医療事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第 5 号平成 22 年度夕張市公共下水道事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第 6 号平成 22 年度夕張市介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第 7 号平成 22 年度夕張市診療所事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第 8 号平成 22 年度夕張市後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第 9 号平成 22 年度夕張市水道事業会計決算の認定について、以上 9 案件一括議題といたします。

本 9 案件は、いずれも決算審査特別委員会に審査を付託していたものでありますので、直ちに委員長

の報告を求めます。

高間委員長。

●高間澄子君（登壇） ただいまから、平成 23 年第 3 回定例市議会において本委員会に審査を付託されました認定第 1 号ないし第 9 号の平成 22 年度各会計決算の認定についての 9 案件を審査した経過並びに結果についてご報告申し上げます。

なお、各位ご承知のとおり、本特別委員会は議長及び議員選出監査委員を除く議員全員をもって構成されており、審査の内容につきましてもこの会議の全文が会議録に登載されますので、細部にわたる口頭報告は省略いたしたいと存じますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

審査は冒頭、理事者から概括的な説明を聴取した後、大綱的な質疑を行い、次いで決算書の一般会計から款ごとに順を追いながら精査し、最後に各証書類について慎重な照査を行ったところであります。

その結果、認定第 1 号ないし第 9 号の 9 案件については賛成多数をもっていずれもこれを認定すべきものと決定した次第であります。

以上、本委員会の審査の経過並びに結果について申し上げましたが、何とぞこの決定にご賛同賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

●議長 高橋一太君 ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

はい、熊谷議員。

●熊谷桂子君 日本共産党の熊谷桂子です。

認定第 1 号平成 22 年度一般会計歳入歳出決算から認定 9 号水道事業会計決算の認定につきまして、9 案件すべての決算の認定に対し反対の立場で討論いたします。

この決算を出すための 22 年度予算は財政再生計画を基本としたもので、決算時点では 5 億円を超える黒字となっておりますが、各会計の不要額は各費目のすべてにわたっており、その金額は数十万円から億の単位にまで及んでいます。

しかし、この不要額は実際の不要額ではなく、市政運営においてはまず市の業務を遂行するに十分な市職員が確保できておりません。さらに、市民にとっては全国最低の住民サービス、最高の住民負担が負わされており、子どもたちの小学校は 3,300 人の反対署名にもかかわらず、この 4 月から 1 校に統合され、1 時間近くの通学を余儀なくされている子もあり、市民からは心配の声が多く上がっています。

憲法と地方自治法を無視して住民サービスを切り捨て、すべてを住民と職員に押し付ける夕張市財政再生計画では解消すべき赤字額は 322 億円とされておりますが、その負担を押し付けられている市民にどれほどの責任があるのでしょうか。

夕張市の以前の放漫経営は、確かに問題もありました。しかし歴史をさかのぼってみますと、国は夕張市に対し異常に多額の起債を許可し、異常に多額の特別交付税を交付しており、夕張市の財政破綻は国にも大きな責任があります。それは、歴代の総務大臣も認めているところです。

また、市は国が推進したリゾート開発政策に乗り、倒産した観光施設をも買い取り雇用に充てようと模索し続けた結果、夕張の観光を中心としたまちづくりは評価され、1990 年には活力あるまちづくり優良地方公共団体として、自治大臣から表彰までされました。

文字どおり国策に翻弄され続け、後は野となれ山となれ式の悪質な企業論理の後処理対策が今でも住民を苦しめています。そういった企業の責任もまったく問われておりません。

企業は政治献金だけではなく、社会的責任をしっかりと果たすべきです。

さらに金融機関は貸し手責任を問われることなく、資金と多額の利息を回収し、損失はまったく被っておりません。

夕張市は 22 あった炭鉱の閉山処理として、住宅、病院、水道、道路などの社会基盤投資に 588 億円が必要とされ、そのうち市の起債 332 億円は現在の赤字額をも上回る額となっています。

その上、国の交付税削減が 2000 年から 2005 年でマイナス 76 億円にもなり、特に三位一体改革に伴う地方交付税などの削減は 23 億円となっています。

国や道は自分たちの責任を棚上げにしており、見せしめ的に国や道の言いなりの全国の最低を夕張に集中させるやり方については、たくさんの研究者やマスコミからも指摘を受けているところです。

財政再建、どうやって借金を返していくかはもちろん重要ですが、しかしどんどん起債をさせて、その後は極端に財政を絞って、自治体が破綻していくのを国が自己責任として扱うのはあまりにも不公平です。

また、市民の生活、ナショナルミニマムをどう保障していくかという視点がまったく置き去りにされています。

353 億円という巨額な赤字の謎が一つも解明されないまま、大変な負担が市民に押し付けられています。

地方の小さな自治体は財政破綻しても仕方がないのでしょいか。

私は、藤倉前市長が 10 年 100 億が限界と言われたように、自治体が事実上破綻した場合に、外国のように金融機関からの借金の全額あるいは一部を棒引きする債務免除制度の導入をすべきと考えます。

国策のつけを無理やり市民と職員に押し付けるやり方は憲法や地方自治法違反であり、国の法律をもってしても侵害できないとされる地方自治の本旨、住民自治及び団体自治を侵害しているもので、許されるものではありません。

さらに、夕張市の再生に向けて今ある夕張の宝をどう活用するかという視点が欠落しています。

例えば、山ごと国の天然記念物である夕張岳に関しては、老朽化したヒュッテの建て替えやトイレの汲み取り等に関しても指定管理者となった自然保護団体に丸投げ状態です。地方交付税の算定に入っているのに、一円の補助もないのはおかしいという声が上がっております。

登録有形文化財の旧炭鉱坑口や隋道も放置状態。

経済産業省が指定する近代化産業遺産群など、炭都夕張と言われたその遺産をどうやって残し、夕張再生のために活用するのかが今、問われています。

また、数年後にシューパロダムに沈む予定の三弦橋は国内では唯一、世界でも稀有な鉄道橋とされています。

夕張シューパロダム周辺整備検討委員会が 2001 年に設立され、2004 年に周辺整備の基本方針として、巨大ダム建設を契機として夕張岳の自然や炭鉱、林業などの歴史を資産として守り育てることを諮問し、その中で三弦橋の保存や活用には特に配慮することとなりました。

しかし、その後の夕張市の財政破綻により周辺整備計画はまったく具体化していません。専門家の方たちからは、登録文化財から重要文化財に、そして世界遺産にと価値を強く訴えるべきとの意見が上がっております。

この貴重な産業遺産をお金がないからといって水没させ腐食に任せるのではなく、市民の宝として守るべく手を尽くして、様々な助成金や補助金なども活用しながら保存する道を探るべきと考えます。

夕張の再生を長期的展望に立って考えたとき、炭都夕張の歴史遺産をしっかりと保全し、夕張の再生に生かすことこそが求められています。

財政再建計画に替わって、新しく作られた財政再生計画の基本的な考え方では、財政の再建と地域の再生に着実に取り組めるよう、国、道の指導、助言を求めると明確に記載されています。

単に赤字の解消、最低限の市民生活を守るだけでは、夕張市の真の再生はあり得ません。

人口の流出が依然として止まらないこの夕張市で、再生計画 2 年目を策定する時期を迎え、夕張の財政破綻がなぜ起きたのか、歴史的経過を市民の前に明らかにし、債務の縮減を図ること。また、国策で作られてきた炭都夕張の歴史的遺産や自然など、今現在ある地域の宝をしっかりと保全し、夕張の再生に生かすことこそが今、求められていることを述べまして、反対討論といたします。

●議長 高橋一太君 ほかに討論ございますか。
はい、藤倉議員。

●藤倉 肇君 私は、平成 22 年度の決算認定の中で、第 1 号、第 9 号に限定して賛成討論を行うものであります。

財政再生計画という厳しい縛りの中で、市民の安心安全を前提とした市政方針を貫き、再生計画に沿った行財政運営を実施し、実質収支額 5 億 1,700 万円の黒字を計上されましたことに対し一定の評価をするものであります。

平成 22 年度夕張市監査委員提出の夕張市各会計事業決算審査報告書に、水道事業を除きまして、おいても言及されておりますが、22 年度の黒字の要因は歳入徴収の強化並びに歳出の削減の成果であったと、そういう判断をするというふう述べております。

黒字要因は、まさに市民の皆様のご理解と我慢によるものであると、私は思っております。

また、この決算審査報告書のまとめの欄で、委員はこのように述べております。

現在、本市の再生団体としての再生計画の遂行も、再生計画を重視し守っていくことも重要ではあるが、行政の根幹である医療体制やライフラインの整備、また新しいまちづくりなどなど、課題は山積されておりますと述べております。まったくご指摘のとおりだと、私は思います。

さらに、私の持論を申し述べますと、財政破綻した当市において市民の皆さんの新しいまちづくりの意欲が日々高まってきております。またこのことは、夕張市再生の根源であり活力であります。非常に喜ばしいことだと思います。

しかし反面、本市を取り巻く社会環境、国民感情にも少々変化が出てきているようにも思われます。言葉を変えますと、夕張を忘れられては困るのです。

このような状況下の中で、私は財政破綻から 5 年間経過した今、再生期間の短縮、これは最前提ではあります、この財政再生計画の中にさらに市民生活のためにどうしても必要なものは盛り込んでいか

なければいけないと、そういう時期に来ていると思います。

言葉を変えます。ある政党がコンクリートから人へということを強調されておりますけども、まさに当市も住宅の集約化、し尿処理場等々、住環境整備は計画にほぼ等しく進んでおります。

しかし、特にこれから必要なのは、夕張の真の再生のために夕張市の経済の活性化、農業、商業、工業の活性化をどのようにしていくかということ、このことが非常に重要であり、さらにまた教育、文化、芸能、高齢者の生きがい等々が必要であります。いわゆる今後は、心のケア対策が夕張にとっても必要なこととなってきていると、このように思います。

以上のことを考慮する行財政運営をされることを付言し、平成 22 年度の決算認定について賛成の討論とさせていただきます。以上。

●議長 高橋一太君 ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

それでは、ただいま賛成、反対それぞれの討論がありましたので、これより採決いたします。

本 9 案件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議がありますので、起立によって採決いたします。

本 9 案件は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

したがって、本 9 案件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

●議長 高橋一太君 日程第 7、報告第 2 号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

はい、理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 報告第 2 号専決処分の承認を求めることについて、その内容をご説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法案の一つであります現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、夕張市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分によって定めたものでございます。

今回の改正の主な内容は、雇用促進税制等政策税制及び寄附金税制の拡充、租税罰則の見直し等でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに決定してまいります。

本件はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本件はこれを承認することに決定いたしました。

●議長 高橋一太君 日程第 8、報告第 3 号ないし第 6 号、いずれも例月現金出納検査の結果について、以上 4 案件一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 高橋一太君 日程第 9、報告第 7 号夕張市財政再生計画の平成 22 年度実施状況の報告についてを議題といたします。

理事者から説明を求めます。

理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 報告第 7 号夕張市財政再生計画の平成 22 年度実施状況の報告について、その内容をご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年度決算をもとに、総務省令に定める様式により作成した財政再生計画の実施状況について報告するものでございます。

その主な内容についてでございますが、はじめに第 1、計画と具体的な措置の状況につきましては、1、事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出削減に関する状況といたしまして、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等投資的経費、公債費、他会計繰出金のいずれの取り組みにおいても計画に沿って着実に実施した内容を記載しております。

また、附表に記載のとおり、財政再建計画策定前の平成 17 年度決算等を基準として算出した各措置による平成 22 年度の削減実績額の累積は約 56 億円となったところでございます。

次に 2 ページの 2、地方税その他の収入の増徴に関する状況、3 ページの 3、地方税その他の収入で滞納にかかるものの徴収に関する状況、4、使用料等の変更、財産の処分その他の歳入の増加に関する状況、5、超過課税または法定外普通税による地方税の増収に関する状況につきましては、歳入の確保に関する取り組みについて各区分ごとにその内容を記載しております。

また、それぞれの効果額につきましては附表に記載のとおりでございます。

続きまして第 2、実質赤字解消の状況につきましては、再生振替特例債の借入により、平成 21 年度決算から実質赤字が解消されており、平成 22 年度においても赤字は発生しておりません。

第 3、財政再生年次総合計画につきましては、性質別の歳入歳出費目ごとに計画額と決算額を整理したものでございます。

また第 4、連結実質赤字解消の状況等、及び第 6、健全化判断比率の状況につきましては、先にご報告

いたしました平成 22 年度健全化判断比率及び資金不足比率の算出数値等に基づき、計画値と実績値を整理したものでございまして、第 5、再生振替特例債の償還の状況は、平成 22 年 3 月に借入した特例債の元金及び利子償還の計画値と実績値を整理したものでございます。

最後に第 7、その他財政の再生に必要な事項の措置の状況といたしましては、財政再生計画に定めたその他財政の再生に必要な事項の取組み内容を記載してございます。

以上が報告書の内容であります。本実施状況報告書につきましては地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき議会に報告するほか、ホームページや広報などで住民へ公表するとともに、総務大臣に報告するものでございます。

よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。

はい、藤倉議員。

●藤倉 肇君 意見として述べます。

ただいまのご報告の中で、物件費、賃金、旅費その他もろもろで 8,600 万円の減額となったと、こういう報告でございますが、特に意見として申し述べたいのは、先ほど言いました夕張市破綻以後 5 年たちました。

これから各関係省に対する交渉、または要請に対して大変重要な時期だと思っておりますので、私はあえて市長並びに議長に代表される行政、議会の方面の夕張市のための交渉または折衝に対する各方面への出張に対しましては、この予算もちろんありますけれども、予算を活用しながら十分な活動を行うべきだと思いますので、この点、意見として申し述べさせていただきます。以上。

●議長 高橋一太君 それでは、意見としてということでございますから、そのほか質疑等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

ないようでありますから、この程度で報告を終わ

ります。

●議長 高橋一太君 日程第 10、意見書案第 1 号
森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する
意見書を議題といたします。

本意見書案は、小林議員ほか 8 名全員の提案です
ので、直ちに採決いたします。

本意見書案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決され
ました。

●議長 高橋一太君 日程第 11、意見書案第 2 号
北電による「やらせ」問題の徹底究明を求める意見
書を議題といたします。

本意見書案は、熊谷議員ほか 8 名全員の提案です
ので、直ちに採決いたします。

本意見書案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決され
ました。

●議長 高橋一太君 以上で本日の日程はすべて
終了いたしました。

本日の会議はこれをもって閉じます。

●事務局長 竹下明洋君 ご起立願います。

●議長 高橋一太君 これをもって第 3 回定例夕
張市議会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前 11 時 23 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議 長 高 橋 一 太

夕張市議会 議 員 厚 谷 司

夕張市議会 議 員 角 田 浩 晃